

令和7年度 大原浄水場沈殿池クラリファイヤ、フロキュレータ点検業務仕様書

1 目的

常に安定した水処理を遂行するためには、沈殿池に設置されているクラリファイヤ、フロキュレータの正常な動作が必要であり、運転には消耗部品が伴うため点検及び消耗部品交換を行う。

2 業務対象施設

業務対象施設は、次の5池（大原浄水場平面図）とする。（別紙1）

- (1) 1系2号、3号沈殿池 点検及び消耗部品交換
- (2) 2系2号沈殿池 点検及び消耗部品交換
- (3) 1系1号、4号沈殿池 点検及び消耗部品交換（クラリファイヤ滑車のみ）
- (4) 1系2号、3号沈殿池クラリファイヤ、フロキュレータ減速機点検及びオイル交換
- (5) 2系フラッシュミキサーオイル交換

3 点検及び消耗部品交換について

業務の主な内容は次に掲げる点検表及び位置図に基づき実施するものとする。

- (1) クラリファイヤ車輪点検及びワイヤーロープ点検、滑車点検
 - ・クラリファイヤ車輪及びワイヤーロープ点検表、位置図 （別紙2、3）
 - ・1系、2系クラリファイヤ滑車点検表、位置図 （別紙4、5、6）
- (2) フロキュレータ軸及び軸受の測定及び点検、機械室A～D部プランマブロックを分解しグリスアップを行う。
 - ・1系フロキュレータ点検表、位置図 （別紙7、8）
 - ・2系フロキュレータ点検表、位置図 （別紙9、10）
- (3) クラリファイヤ・フロキュレータ鉄部のケレン及び塗装。
 - ・JWWK135（水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）を順守すること。
 - ・資材は受託者が調達するものとする。
- (4) 下記の消耗部品については、受託者が調達し製作・加工したうえ交換をすること。
なお、交換箇所については、委託者の指示に従うこと。
 - ・クラリファイヤ台車車輪ブッシュ 24個 （別紙11 図面①）
 - ・2系クラリファイヤ滑車ブッシュ 24個 （別紙11 図面②）
 - ・2系クラリファイヤ滑車 15個 （別紙11 図面②）
- (5) 上記以外の必要な消耗部品については、委託者が支給し、受託者が交換するものとする。
- (6) 受託者は上記の点検結果を別紙点検表に記載し、点検結果報告書（点検写真を含む）を委託者へ速やかに提出する。

4 業務時間

業務時間は、平日8時30分から17時15分とする。

5 一般事項

- (1) 受託者は、業務実施時期について委託者と協議のうえ決定するものとする。
(別途行われる沈澱池清掃業務と合わせ実施時期を調整するもの。)
- (2) 業務に伴い必要となる光熱水費は、委託者が負担する。
- (3) 受託者は、水道法 21 条により、契約時に検査資格を有する機関の発行した健康診断書(細菌検査：6 ヶ月以内のもの)の写しを提出し陰性の者が業務に従事すること。なお、健康診断書が提出してから 6 ヶ月を超えた場合は、再度、健康診断書を提出すること。また、健康診断書を提出した従事者が変更となる場合は、変更後の従事者について健康診断書を提出すること。
- (4) 点検等を実施する際は、委託者の指示又は、立ち合いのうえ行うこと。
- (5) 業務の履行上必要となる用地は敷地内を使用できるものとするが、24 時間 365 日稼働している施設の特性に配慮し運営に支障のないように、事前に市担当者及び施設管理者と調整(協議)すること。